

貸借対照表

2022年2月28日 現在

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>流 動 資 産</b>	264,356	<b>流 動 負 債</b>	178,167
現金預金	159,843	未払金	9,906
未収運賃	41,832	未払消費税等	15,242
未収金	18,110	未払法人税等	677
貯蔵品	1,956	未払費用	7,398
前払費用	145	預り金	7,914
その他流動資産	42,468	前受運賃	657
		賞与引当金	5,897
		リース債務	53,474
		短期借入金	77,000
<b>固 定 資 産</b>	150,943	<b>固 定 負 債</b>	209,619
有形固定資産	139,881	長期借入金	63,000
車両	0	退職給付引当金	47,475
構築物	393	役員退職慰労引当金	2,010
機械装置	1,495	リース債務	96,834
工具器具備品	554	その他固定負債	300
リース資産車両	137,438	<b>負 債 の 部 計</b>	387,786
		<b>株 主 資 本</b>	27,512
無形固定資産	2,819	資本金	70,000
電話加入権	404	利益剰余金	△ 42,487
その他固定資産	2,414	繰越利益剰余金	△ 42,487
投資その他の資産	8,242	(内当期純利益)	(17,153)
関係会社株式	5,760	<b>純 資 産 の 部 計</b>	27,512
投資有価証券	584		
出資金	16		
敷金	1,834		
その他の投資等	47		
<b>資 産 の 部 合 計</b>	415,299	<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	415,299

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 有形固定資産減価償却累計額 375,489千円

## 個 別 注 記 表

(会計方針に関する事項)

### 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産

貯蔵品・・・先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

### 2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### (1) 有形固定資産・・・定率法を採用しております。

（リース資産を除く）ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年 建物附属設備 5～6年 工具器具備品 5年  
車両運搬具 2～5年

#### (2) 無形固定資産・・・定額法を採用しております。

（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産・・・所有権移転外ファイナンス・リース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものについては当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

### 3. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金・・・債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金・・・従業員の賞与の支給に充てるため、過去の支給実績を勘案し、当期の負担すべき実際支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金・・・役員の賞与の支給に充てるため、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金・・・役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4. リース取引処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日前に開始するものについては、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、これによる当会計期間の期首の利益剰余金及び当会計期間の財務諸表に与える影響はありません。